

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月14日

【四半期会計期間】 第14期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 國 重 惇 史

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03 - 6303 - 0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 花 田 敏 幸

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03 - 6303 - 0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 花 田 敏 幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第13期 第2四半期累計期間	第14期 第2四半期累計期間	第13期
会計期間		自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高	(千円)	4,556,006	2,201,298	6,337,180
経常利益	(千円)	376,217	82,862	332,727
四半期(当期)純利益	(千円)	334,014	72,293	295,649
資本金	(千円)	326,652	502,185	326,652
発行済株式総数	(株)	37,770,500	39,505,600	37,770,500
純資産額	(千円)	1,197,097	1,568,465	1,158,732
総資産額	(千円)	1,486,051	1,996,707	1,599,483
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	8.86	1.88	7.84
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	8.86		7.84
1株当たり配当額	(円)			1.00
自己資本比率	(%)	80.3	77.2	72.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	25,395	116,808	493,214
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	600	193,243	16,437
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	17,303	433,406	52,250
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	673,632	1,283,915	1,160,560

回次		第13期 第2四半期会計期間	第14期 第2四半期会計期間
会計期間		自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	5.92	3.52

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第14期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日において当社が判断したものであります。

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）におけるわが国経済は、企業の業績は概ね堅調に推移し底堅さはあるものの、英国のEU離脱や新興国経済の減速等の要素があり世界経済の先行き不透明感は継続しています。他方、消費者マインドの改善は限定的で台風の影響等もあったため個人消費は低調に推移しました。

国内のエネルギー関連市場では、平成28年4月の電力小売完全自由化以降、登録小売電気事業者は平成28年9月30日時点で354業者に達しましたが、電力契約先の切替申請件数は平成28年9月30日24時時点で一般家庭・事業法人等を合わせて約1,884千件（電力広域的運営推進機関「スイッチング支援システムの利用状況について（～9月30日24時）」参照）で平成28年6月末時点から約620千件の増加にとどまっており、市場の開拓余地は十分にあると考えられます。また、省エネルギー政策の積極的な推進もあり、省エネ関連補助金・助成金の予算枠も近年増加傾向にあり、例えば、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金については平成27年度予算が410億円であったのに対し平成28年度予算は515億円となり25.6%増加しています。

国内の中古車流通市場では、新車販売台数（普通車及び軽自動車）が前年同期比で4年連続減少しているのに対し、中古車登録台数（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）は1,799千台（前年同期比101.9%）（一般社団法人日本自動車販売協会連合会発表数値参照）となっており、2年連続で年度上半期の登録台数が増加しています。また、特徴のある個性的な車種の販売は好調であり、人気車種の高額買取と不人気車種の低額買取の二極化傾向はますます進むものと思われれます。

このような情勢のもと、当社は、エネルギー関連事業では、平成27年11月の日本ロジテック協同組合との業務提携解消による電力売買事業にかかる売上減少を補うべく、原価構造の見直し、代理店開拓等により東京電力・中部電力管内での電力需給契約の獲得に努めるとともに、他方で、今後の電力需給契約の増加に備えて、電力需給管理体制の充実・強化を継続的に図っています。また、平成28年9月より関西電力管内での電力小売を開始し、営業エリアの拡大を進めております。省エネ関連分野では、平成28年度予算「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」について当社がエネマネ事業者として関与・支援した案件は補助金採択率が93%と前年度に続き高い実績を残しました。

自動車関連事業では、引き続き業者間の中古車売上の拡大に努めるとともに、これまで培ったノウハウをもとに中古車売買に関するコンサルティングその他の提供を行いました。

また、持分法非適用非連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンでは、平成28年7月23日から仮想通貨取引を開始し、サービスメニューの拡大を進め、顧客の獲得及び取引量の増加に努めております。インバウンド需要に対応すべく宿泊関連業を展開することを目的に平成28年8月10日に設立した、持分法非適用非連結子会社である株式会社ジャービスでは、宿泊施設の企画・コンサルティング等に関する複数案件の成約に向け鋭意取り組んでいます。

その結果、売上高2,201百万円（前年同四半期比51.7%減）、営業利益104百万円（前年同四半期比73.5%減）、経常利益82百万円（前年同四半期比78.0%減）、四半期純利益72百万円（前年同四半期比78.4%減）となりました。当第2四半期累計期間の業績が前年同四半期比でマイナスとなっているのは、前述の平成27年11月の業務提携解消まで計上されていた日本ロジテック協同組合に対する電力売買事業売上が当第2四半期累計期間では無かったのが主な理由であります。

当第2四半期累計期間におけるセグメントの業績は次のとおりです。

当社の報告セグメントは業績の評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しており、「エネルギー関連事業」、「自動車関連事業」の2つで構成されています。なお、当第2四半期累計期間において当社には連結対象となる子会社等がありませんので、当該事業はすべて当社が直接行っております。

（エネルギー関連事業）

当社では、エネルギー管理システムの開発および販売、省エネルギー化支援コンサルティングおよび省エネルギー関連機器設備の販売、ならびに電力売買を行っております。

当第2四半期累計期間においては、東京電力・中部電力管内に加え平成28年9月より関西電力管内で高圧需要家向けに電力小売供給を展開しております。原価構造の見直し、代理店開拓等により営業のまき直しを図るとともに、営業エリアの拡大を進めておりますが、新電力を含む大手電力会社との価格競争により顧客の新規開拓が当初予定どおりに進捗しませんでした。また、経済産業省所管の「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」に係るエネマネ事業者として3年度連続して登録され、引き続き省エネルギー化支援コンサルティングおよび省エネルギー関連機器設備の営業に取り組み、特に平成27年度補正予算「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」および平成28年度予算「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」に関する補助金支援コンサルティングにおいては関与案件の採択率はそれぞれ100%、93%の高い実績となりました。

なお、平成27年11月の業務提携解消まで計上されていた日本ロジテック協同組合に対する電力売買事業売上の喪失を埋めるべく、電力小売顧客の開拓を鋭意進めましたが、結果としてこれを埋めるには及びませんでした。

その結果、売上高560百万円（前年同四半期比2,484百万円減）、セグメント利益（営業利益）168百万円（前年同四半期比295百万円減）となりました。

（自動車関連事業）

当社では、自動車関連事業として、中古車査定システムの開発および販売、中古車売買に関するコンサルティング、ならびに中古車売買を行っております。

当第2四半期累計期間においては、業者間の中古車売買事業が堅調に推移したほか、中古車売買に関するノウハウをもとにコンサルティングその他情報提供にかかる売上の計上がありました。

その結果、売上高1,641百万円（前年同四半期比130百万円増）、セグメント利益（営業利益）53百万円（前年同四半期比36百万円増）となりました。

（2）財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における資産合計は、1,996百万円となり、前事業年度末（1,599百万円）に比べ397百万円増加となりました。その主な要因は、関係会社株式150百万円、現金及び預金125百万円、売掛金98百万円、敷金及び保証金41百万円の増加、商品及び製品124百万円の減少があったこと等によるものです。

負債合計は、428百万円となり、前事業年度末（440百万円）に比べ12百万円減少となりました。その主な原因は、買掛金125百万円、未払法人税等17百万円の減少、短期借入金113百万円の増加があったこと等によるものです。

なお、純資産は、1,568百万円となり、前事業年度末（1,158百万円）に比べ、409百万円の増加となりました。その要因は、資本金175百万円、資本剰余金175百万円、四半期純利益の計上72百万円等による利益剰余金34百万円の増加があったことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は1,283百万円となり、前事業年度末に比べ123百万円増加しました。当第2四半期累計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの原因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は116百万円となりました。これは主に売上債権の増加98百万円、仕入債務の減少125百万円、たな卸資産の減少124百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は193百万円となりました。これは主に関係会社株式の取得による支出150百万円、貸付けによる支出20百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は433百万円となりました。これは主に株式の発行による収入287百万円、短期借入金の純増額113百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

当第2四半期累計期間において、従業員数が15名増加しております。

これは主に新規事業及びエネルギー関連事業の新規採用によるものであります。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当社は、エネルギー関連事業及び自動車関連事業を主体としており、生産の実績を定義することが困難であり、かつ受注生産を行っておりませんので、生産の実績及び受注の実績の記載はしていません。

当第2四半期累計期間において、販売の実績に著しい変動がありました。その理由及び内容については「(1)業績の状況」をご参照下さい。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,505,600	39,505,600	東京証券取引所 マザーズ	完全議決権株式であり権利内容に 制限のない標準となる株式であり ます。 単元株式数は100株であります。
計	39,505,600	39,505,600	-	-

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成28年11月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権

決議年月日	平成28年6月23日
新株予約権の数(個)	108,911(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,891,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり202(注)3
新株予約権の行使期間	平成28年7月16日～平成30年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 204 資本組入額 102(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注) 1. 平成28年7月19日に新株予約権が2,500個行使されたため、平成28年9月30日現在の未行使新株予約権残存個数は106,411個(10,641,100株)となっております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は100株であります。当社は、1 単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- 行使価格の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、かかる算式における調整前行使価格及び調整後行使価格は、(注) 3 に定める調整前行使価格及び調整後行使価格とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価格}}{\text{調整後行使価格}}$$

3. 行使価格の調整

新株予約権の発行後、次に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次の算式により行使価格を調整するものとし、円位未満小数第 2 位まで算出し小数第 2 位を切り捨てるものとします。但し、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ）調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値時価（以下「調整時採用時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く）。
- ）株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合。
- ）取得請求権付株式であって、その取得と引換えに調整時採用時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は調整時採用時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）。

上記 に記載する場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行うものとします。

- ）株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ）その他当社の発行済普通株式数の変更、又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ）行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とします。計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 に記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

新株予約権の一部行使はできないものとします。

6. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとします。

当社が新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定します。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。

組織再編行為等の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定します。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

有償ストック・オプション

決議年月日	平成28年6月23日
新株予約権の数(個)	9,920
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	992,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり214(注)2
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日～平成33年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 216 資本組入額 108(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
当社は、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 割当日後に当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または合併)の比率}}$$

また、割当日後に当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の新株予約権者（以下「新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき平成29年6月に提出する平成29年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の損益計算書において、営業利益の額（以下「目標指標」という。）が、235,000千円（以下「目標営業利益」という。）を超える場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。この他、会計方針の変更等の事情により、目標指標または目標営業利益の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができるものとします。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役、従業員または業務委託者その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとするものとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定するものとします。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権行使期間の満了日までとするものとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定するものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年7月15日 (注)1	1,485,100	39,255,600	149,995	476,647	149,995	496,145
平成28年7月19日 (注)2	250,000	39,505,600	25,538	502,185	25,538	521,683

(注)1.平成28年7月11日から平成28年7月15日までを払込期間とする第三者割当増資により、発行済株式総数が1,485,100株、資本金及び資本準備金が、それぞれ149,995千円増加しております。

2.平成28年7月19日付の新株予約権の行使により、発行済株式総数が250,000株、資本金及び資本準備金が、それぞれ25,538千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700 (常任代理人 株式会社みずほ証券決済 営業部)	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD, CENTRAL, HONG KONG (東京都港区港南2丁目15番1号)	13,398,900	33.92
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	1,386,000	3.51
株式会社MAYA INVESTMENT	東京都港区三田2丁目20番3号	1,115,000	2.82
ACAJ株式会社	東京都港区芝公園1丁目2番9号	837,700	2.12
CORE PACIFIC-YAMAICHI INTERNATIONAL (H.K.) LIMITED A/C CLIENT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カ ストディ業務部)	11/F, CHINA RESOURCES BUILDING, 26 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	735,300	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	333,200	0.84
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	312,400	0.79
吉川 登	奈良県生駒市	300,000	0.76
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	240,500	0.61
江川 麗子	東京都品川区	235,300	0.60
計		18,894,300	47.82

(注)当第2四半期累計期間において、平成28年3月末日現在の筆頭株主SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITEDから大量保有報告書(変更報告書)の写し等の送付はありません。また、HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700から大量保有報告書(変更報告書)の写し等の送付はありません。したがって、当社では実質所有における大株主の異動を把握していません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 60,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,444,700	394,447	-
単元未満株式	900	-	-
発行済株式総数	39,505,600	-	-
総株主の議決権	-	394,447	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権の数50個)含まれております。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リミックスポイント	東京都目黒区東山1丁目 5番4号	60,000		60,000	0.15
計		60,000		60,000	0.15

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおける役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	旧役名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	代表取締役会長兼社長	國重 惇史	平成28年7月1日
代表取締役副社長	取締役副社長	小田 玄紀	平成28年7月1日

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、アスカ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、連結すべき子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,160,560	1,285,915
売掛金	120,023	218,153
商品及び製品	216,321	91,953
仕掛品	503	-
短期貸付金	-	20,000
前払費用	8,705	13,518
繰延税金資産	31,613	30,622
その他	3,376	75,084
貸倒引当金	131	131
流動資産合計	1,540,972	1,735,115
固定資産		
有形固定資産	12,359	12,543
無形固定資産		
ソフトウェア	3,562	3,583
ソフトウェア仮勘定	-	3,725
無形固定資産合計	3,562	7,309
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	10,000	160,000
出資金	100	100
長期前払費用	-	168
長期預金	11,000	18,000
敷金及び保証金	21,488	63,469
固定化営業債権	0	0
固定化債権	86,025	86,025
貸倒引当金	86,025	86,025
投資その他の資産合計	42,588	241,738
固定資産合計	58,510	261,591
資産合計	1,599,483	1,996,707

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	189,376	63,671
短期借入金	130,000	243,998
1年内返済予定の長期借入金	10,068	10,068
未払金	6,721	15,691
未払費用	27,982	35,798
未払法人税等	34,767	17,454
未払消費税等	23,914	20,148
未払配当金	244	1,123
預り金	7,973	15,616
その他	619	735
流動負債合計	431,667	424,306
固定負債		
長期借入金	6,372	1,338
その他	2,710	2,596
固定負債合計	9,082	3,934
負債合計	440,750	428,241
純資産の部		
株主資本		
資本金	326,652	502,185
資本剰余金	346,150	521,683
利益剰余金	500,545	535,128
自己株式	18,000	18,000
株主資本合計	1,155,347	1,540,998
新株予約権	3,385	27,467
純資産合計	1,158,732	1,568,465
負債純資産合計	1,599,483	1,996,707

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	4,556,006	2,201,298
売上原価	3,908,274	1,759,571
売上総利益	647,731	441,726
販売費及び一般管理費	254,140	337,600
営業利益	393,590	104,126
営業外収益		
受取利息	31	8
受取配当金	8	3
その他	47	73
営業外収益合計	87	85
営業外費用		
支払利息	2,939	2,406
支払手数料	12,557	2,000
株式交付費	197	12,233
新株予約権発行費	1,767	4,690
その他	-	18
営業外費用合計	17,461	21,350
経常利益	376,217	82,862
特別利益		
新株予約権戻入益	-	3,385
特別利益合計	-	3,385
特別損失		
特別損失合計	-	-
税引前四半期純利益	376,217	86,247
法人税、住民税及び事業税	41,339	12,963
法人税等調整額	864	990
法人税等合計	42,203	13,954
四半期純利益	334,014	72,293

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	376,217	86,247
減価償却費	10,529	3,331
貸倒引当金の増減額（は減少）	509	-
受取利息及び受取配当金	40	11
支払利息	2,939	2,406
株式交付費	197	12,233
新株予約権発行費	1,767	4,690
新株予約権戻入益	-	3,385
売上債権の増減額（は増加）	129,721	98,129
たな卸資産の増減額（は増加）	15,965	124,870
立替金の増減額（は増加）	499,025	6,753
仕入債務の増減額（は減少）	30,882	125,704
前受金の増減額（は減少）	418	-
営業保証金の差入による支出	-	35,000
その他	6,379	49,401
小計	43,514	84,605
利息及び配当金の受取額	596	11
利息の支払額	2,949	2,415
法人税等の支払額	15,766	29,799
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,395	116,808
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	9,000
貸付けによる支出	-	20,000
有形固定資産の取得による支出	-	1,898
無形固定資産の取得による支出	550	4,704
関係会社株式の取得による支出	-	150,000
敷金の差入による支出	-	7,740
敷金の回収による収入	-	100
出資金の払込による支出	50	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	600	193,243
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	40,000	113,998
長期借入金の返済による支出	5,034	5,034
リース債務の返済による支出	561	335
株式の発行による収入	-	287,756
新株予約権の発行による収入	1,618	23,354
新株予約権の行使による株式の発行による収入	3,612	50,500
配当金の支払額	22,332	36,831
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,303	433,406
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	42,098	123,354
現金及び現金同等物の期首残高	631,533	1,160,560
現金及び現金同等物の四半期末残高	673,632	1,283,915

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第2四半期累計期間において、四半期財務諸表への影響額は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

(偶発債務)

当社の持分法非適用非連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンがプライベートクラウドサービスを利用するに当たり、当該サービス提供会社に対する当該サービス利用契約上の一切の債務に対して、当社が次のとおり債務保証をしております。

	前事業年度末 (平成28年3月31日)	当第2四半期会計期間末 (平成28年9月30日)
株式会社ビットポイントジャパン		123,272千円

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
給与及び手当	89,916千円	130,766千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
現金及び預金	673,632千円	1,285,915千円
預入期間が3か月を超える定期預金		2,000千円
現金及び現金同等物	673,632千円	1,283,915千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,596	3.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第2四半期累計期間において、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、資本金が1,905千円、資本剰余金が1,905千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が326,652千円、資本剰余金が346,150千円となっております。

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	37,710	1.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成28年6月23日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権(第8回新株予約権)の発行に関する決議を行い、割当先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersからの払込が平成28年7月13日までに完了したことに伴い、資本金及び資本準備金がそれぞれ149,995千円増加しております。

また、平成28年7月19日付で、第8回新株予約権の割当先である株式会社k-style investment partnersが新株予約権の一部を行使したことに伴い新株式が発行されたため、資本金及び資本準備金がそれぞれ25,538千円増加しております。

これらの結果、当第2四半期累計期間末日において資本金が502,185千円、資本準備金が521,683千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額(注)2
	エネルギー 関連事業	自動車 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,044,946	1,511,060	4,556,006		4,556,006		4,556,006
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	3,044,946	1,511,060	4,556,006		4,556,006		4,556,006
セグメント利益	464,035	17,125	481,161		481,161	87,570	393,590

(注)1. セグメント利益の調整額 87,570千円は報告セグメントに分配していない全社費用です。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額(注)2
	エネルギー 関連事業	自動車 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	560,164	1,641,134	2,201,298		2,201,298		2,201,298
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	560,164	1,641,134	2,201,298		2,201,298		2,201,298
セグメント利益	168,941	53,838	222,779		222,779	118,653	104,126

(注)1. セグメント利益の調整額 118,653千円は報告セグメントに分配していない全社費用です。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及びその算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8円86銭	1円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	334,014	72,293
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	334,014	72,293
普通株式の期中平均株式数(株)	37,688,478	38,444,586
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8円86銭	
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	15,910	
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成27年7月30日の取締役会決議による第7回新株予約権1,800個(目的となる株式の数900,000株)	平成28年6月23日の取締役会決議による第8回新株予約権106,411個(目的となる株式の数10,641,100株) 平成28年6月23日の取締役会決議による有償ストック・オプション9,920個(目的となる株式の数992,000株) なお、この概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 第14期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
3. 第7回新株予約権(1,800個(新株予約権の目的となる株式の数900,000株))は、平成28年7月26日開催の取締役会決議に基づき、平成28年7月26日に当社がその全部を無償取得し消却しております。

(重要な後発事象)

(子会社の第三者割当増資の引受)

当社は、平成28年10月11日開催の取締役会において、持分法非適用非連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンの第三者割当増資を引き受けることを決議し、平成28年10月14日に割当額全額の払込を行いました。

<当該第三者割当増資の概要>

発行新株式数	普通株式 2,000株
発行価額	1株当たり50千円
払込金額	100,000千円
払込期日	平成28年10月14日
増資後の資本金の額	170,000千円
増資後の株主構成	当社 97.01%、その他子会社の取引先(2社) 計2.99%
増資後の発行済株式数	13,400株

(子会社に対する貸付極度枠設定)

当社は、平成28年9月27日開催の取締役会の決議に基づき、持分法非適用非連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンに対する貸付極度枠を設定する契約を、平成28年10月17日に締結しました。

<当該契約の概要>

貸付極度額	200,000千円
金利	年2.00%(年365日日割計算)
資金用途	株式会社ビットポイントジャパンの運転資金
契約期間	平成28年10月17日~平成29年10月17日(自動更新)

(注)同契約に基づき、平成28年10月17日に20,000千円の貸付を行っております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月14日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。